十四～十六の二　（略）	十四～十六の二　（略）
十六の三　カピバセルチブ及びその製剤	（新設）
十七～二十一　（略）	十七～二十一　（略）
二十一の二　クロバリマブ及びその製剤	（新設）
二十二～三十七の九　（略）	二十二～三十七の九　（略）
三十七の十　システアミン、その塩類及びそれらの製剤（外用剤を除く。）	（新設）
三十七の十一～三十七の二十五　（略）	三十七の十～三十七の二十四　（略）
三十八～五十九の十五　（略）	三十八～五十九の十五　（略）
五十九の十六　ゾルベツキシマブ及びその製剤	（新設）
五十九の十七～五十九の二十二　（略）	五十九の十六～五十九の二十一　（略）
六十～七十五の八　（略）	六十～七十五の八　（略）
七十五の九　ヒスチジン亜鉛及びその製剤	（新設）
七十五の十～七十五の二十九　（略）	七十五の九～七十五の二十八　（略）
七十六～百十の十五　（略）	七十六～百十の十五　（略）
百十の十六　ベルモスジル、その塩類及びそれらの製剤	（新設）
百十の十七～百十の二十六　（略）	百十の十六～百十の二十五　（略）
百十一～百四十一　（略）	百十一～百四十一　（略）
別表第五（第二百二十八条の十関係）	**別表第五**（第二百二十八条の十関係）
医薬品	医薬品
一～五十一　（略）	一～五十一　（略）
五十二　エルラナタマブ及びその製剤	（新設）
五十三～五十七　（略）	五十二～五十六　（略）
五十八　カピバセルチブ及びその製剤	（新設）
五十九～百二十九　（略）	五十七～百二十七　（略）
百三十　ゾルベツキシマブ及びその製剤	（新設）
百三十一～二百二十八　（略）	百二十八～二百二十五　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第五十二号

厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第二十六条第一項、第九十八条第三項並びに第百一条並びに国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第百五条第一項及び第三項並びに第百十条の規定に基づき、厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十六日

厚生労働大臣　武見　敬三

厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令

（厚生年金保険法施行規則の一部改正）

第一条　厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（三歳に満たない子を養育する被保険者等の標準報酬月額の特例の申出等）	（三歳に満たない子を養育する被保険者等の標準報酬月額の特例の申出等）
第十条の二の二　法第二十六条第一項の申出（第一号厚生年金被保険者又は第一号厚生年金被保険者であつた者に係るものに限る。以下この条において同じ。）は、次に掲げる事項を記載した申出書を機構に提出することによつて行うものとする。	**第十条の二の二**　法第二十六条第一項の申出（第一号厚生年金被保険者又は第一号厚生年金被保険者であつた者に係るものに限る。以下この条において同じ。）は、次に掲げる事項を記載した申出書を機構に提出することによつて行うものとする。
一～六　（略）	一～六　（略）